

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨・背景

豊山町では、平成 11 年に施行された男女共同参画基本法に基づき、平成 14 年 3 月に豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン～個性を生かした社会づくり～」(平成 14 年度～平成 23 年度)を策定し、その後、平成 24 年 3 月に豊山町男女共同参画社会計画「第 2 次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」(平成 24 年度～令和 3 年度)を策定し、男女が個性を活かすことができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

国においては、平成 28 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組が求められています。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親家庭の抱える困難の克服等、様々な生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

さらに、人生 100 年時代において、すべての女性が学業や仕事、子育て、地域活動への参加等、様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択をできる社会の構築に向けた取組が引き続き求められます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。一方で、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。

こうした動向を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての男女共同社会の実現に向けた課題を解決することが必要となっています。

この度、令和3年度をもって豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」の計画期間が満了となることから、本町が男女共同参画社会の形成のために取組を主体的に進め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため豊山町男女共同参画社会計画「第3次とよやまレインボープラン」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、本町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本プランは、豊山町第5次総合計画のもと、他の関連計画との整合性を図っています。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」及び県の「あいち男女共同参画プラン2025（令和3年度～令和7年度）」と整合性に配慮した計画としています。
- (4) 本プランの一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とし、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 4 国や県の動向

### (1) 国の動向

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和2年12月25日には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## (2) 愛知県の動向

愛知県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成14年4月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、平成18年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改訂し、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン2011ー2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に取組を進めてきました。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を効果的に進めています。

令和3年3月に「あいち男女共同参画プラン2025」を策定し、愛知県の主要産業であるモノづくり産業を始め、様々な分野での女性の活躍促進を図るため、「女性の活躍」を3つの重点目標の冒頭に柱立てし、これまで以上に積極的に推進します。

また、防災分野における男女共同参画の視点が、ますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を基本的施策として明確に位置付け、さらに42項目の進捗管理指標を設定し、その実施状況について、毎年度、議会及び愛知県男女共同参画審議会へ報告するとともに、その結果を公表するものとしています。